

## 就学支援金・高校生等臨時支援金手続き(収入状況届)

※全員、就学支援金・臨時支援金の両方の意向登録が必要です。

詳細な手順については、以下のマニュアルをご確認ください。

→「 国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル  
③就学支援金継続届出 & 臨時支援金申請編 」

① 高等学校等就学支援金オンライン申請システム<sup>イーシエン</sup>e-Shienにログインします。

ログイン ID 通知書記載の ID・パスワードを入力し、ログインします。(マニュアル p.5)

◆ e-Shien へのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



※ログイン ID がわからない場合は、学生が学生生活係窓口へ申し出てください。

② 申請意向を登録します。

「継続意向登録」のボタンを押し、継続意向確認画面から、就学支援金の継続受給するか、しないかを選択します。(マニュアル p.6~8)

③ 収入状況届出を提出します。

継続意向登録後に表示される画面に沿って手続きをします。(マニュアル p.9~16)

④ 臨時支援金意向登録を提出します。

収入状況届出の登録完了画面に表示される「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックし、画面に沿って手続きをします。(マニュアル p.17~22)

※所得制限の有無にかかわらず、意向登録の手続きが必要です。

※「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックしないまま、画面を閉じるとオンラインから高校生等臨時支援金の申請が出来なくなります。

閉じてしまった場合は、紙面での申請となりますので、学生生活係までご連絡ください。